

県北広域振興局長告示第35号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

令和4年7月15日

県北広域振興局長 坊 良 英 樹

位 置	延長（メートル）	幅員（メートル）	指定年月日
久慈市長内町第11地割21番31の一部、26番2の一部及び26番3並びに21番31の一部地先認定外水路並びに長内町第12地割15番2及び15番2地先認定外水路	118.00	6.00	令和4年6月13日

備考 関係図書は、県北広域振興局土木部及び久慈市役所に備えておいて縦覧に供する。